# 令和3年度 大島及び八丈島一般廃棄物管理型最終処分場 水質検査委託

特記仕様書

東京都島嶼町村一部事務組合

この委託の見積書の提出に当っては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

# 第1章 総 則

#### (適用又は準用する基準)

- 第1条 この特記仕様書は、令和3年度大島及び八丈島一般廃棄物管理型最終処分場水質 検査委託(以下「この委託」という。)に適用する。
- 2 この委託の履行に当っては、この特記仕様書に定めるもののほか、東京都建設局が制定する工事に伴う環境調査標準仕様書及び環境調査要領(以下「標準仕様書」という。)の第1章から第3章までの規定を準用する。この場合において、標準仕様書中、特記仕様書とあるのはこの特記仕様書を、調査とあるのは水質検査を指すものとして同規定を準用するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、この委託の履行に当っては、標準仕様書中、次の各号の規 定は準用しない。
  - (1) 1.1 適用範囲及び一般事項
  - (2) 1.16 成果の提出
  - (3) 1.17 土木技術支援・人材育成センターへの送付
  - (4) 1. 18 部分使用
  - (5) 1.21 個人情報及び機密情報の取扱い
  - (6) 1. 22 水準測量の基礎とする点
  - (7) 2. 2 調査位置の確認及び調査の進め方
  - (8) 2. 5 調査のPR
  - (9) 3. 4 建設副産物の処理
- 4 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による契約の適正な履行を確保するための監督は、標準仕様書1.5の規定により定める監督員(以下「監督員」という。)がこれを行うものとする。
- 5 この委託の業務のうち、ダイオキシン類の測定に係る業務については、ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針(平成12年11月14日環境庁発表、以下「ダイオキシン類精度管理指針」という。)を準用するものとする。
- 6 この委託において適用又は準用する規定については、労働者派遣事業の適正な運営の 確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定に抵触し ないようこれを解釈するものとする。
- 7 この委託において適用又は準用する規定については、東京都島嶼町村一部事務組合が 定める条例並びに規則又は規程と適合するようこれを解釈するものとする。

- 8 この委託において、この委託の契約約款第12条第2項の規定により契約金額を変更する際の変更金額の算定その他金額の算定が必要となった場合(法令又は設計図書で金額又は金額の算定方法が定められている場合で、当該金額又は金額の算定方法により算定した金額により契約金額を変更する場合を除く。)の積算については、東京都建設局が定める積算基準その他の積算に関する基準を準用するものとする。
- 9 この委託において適用又は準用する規定の中で、「甲」、「乙」及び「請負者」という文言が用いられている場合には、「甲」を「委託者」に、「乙」及び「請負者」を「受託者」に読み替えて、これを適用又は準用することとする。
- 10 この委託において適用又は準用する規定の中で、「委託者」及び「受託者」という文 言が用いられている場合には、「発注者」を「委託者」に、「受注者」を「受託者」に読 み替えて、これを適用又は準用することとする。

#### (委託の目的)

第2条 この委託は、委託者が設置する大島一般廃棄物管理型最終処分場及び八丈島一般 廃棄物管理型最終処分場において、埋立地からの浸出水による周辺の地下水への影響の 有無及び浸出水処理施設の機能の状態を確認するために必要な水質検査を行うものであ る。

## (委託の履行場所)

- 第3条 この委託の業務のうち、試料の採取については、東京都大島町差木地奥山114 6番地9ほかに所在する大島一般廃棄物管理型最終処分場(以下「大島処分場」という。) 及び東京都八丈島八丈町末吉1547番地ほかに所在する八丈島一般廃棄物管理型最終 処分場(以下「八丈島処分場」という。)において履行するものとする。
- 2 この委託の業務のうち、水質検査用の水の採取以外の業務については、受託者の事務 所の所在地その他の場所で業務を履行することができる。この場合において、当該業務 が、監督員の立会いが必要である場合には、履行場所の変更につき、事前に当該職員の 承諾を得なければならない。

## (委託の概要)

第4条 受託者は、大島処分場及び八丈島処分場において、委託者が設置した地下水観測用の井戸又は地下水集排水設備及び浸出水処理施設から水質検査に用いる水を採取し、 検査を行い、検査結果を委託者に報告するものとする。

## (委託の履行期間)

第5条 この委託の履行期間は、令和3年4月1日から同4年3月31日までとする。 (業務日時の制限)

- 第6条 この委託に係る業務のうち第3条第1項の履行場所で実施する業務については、 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、12月29日か ら同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日には実施しない。
- 2 この委託に係る業務のうち第3条第1項の履行場所で実施する業務については、午前

8時30分から午後5時15分までの時間において実施するものとする。

3 受託者は、委託者又は委託者から処分場の管理業務を受託している者が業務の日時に つき条件を付した場合には、その条件を遵守しなければならない。

## (業務責任者の選任要件)

- 第7条 この委託の契約約款第5条に定める業務責任者は、計量法(平成4年法律第51号、以下「計量法」という。)第122条第1項に規定する計量士の登録を受けている者(同条第2項の計量士の区分が環境計量士(濃度関係)である者に限る。)、技術士法(昭和32年法律第124号)第32条第1項に規定する技術士登録簿に登録された者(同項に規定する技術部門が環境部門である者に限る。)又は一般社団法人日本環境測定分析協会から環境測定分析士1級若しくは同2級の資格を有すると認定され環境測定分析士登録台帳に登録されている者から選任するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する資格を有する者をもって業務責任者に充て ることができないときは、受託者は水の採取及び水質検査の技術管理を行わせるため、 前項に規定する資格を有し登録を受けた者から技術担当者を選任するものとする。
- 3 受託者は、第1項の規定により業務責任者を選任した場合又は前項の規定により技術 担当者を選任した場合には、第1項に規定する資格を有し登録を受けていることを証す る書類の写しを添付してその者の氏名を委託者に通知するものとする。

#### (個人情報及び機密情報の取扱い)

第8条 この委託における個人情報及び機密情報の取扱いは、標準仕様書の規定を準用する。この場合において、標準仕様書中「東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)」とあるのは、「東京都島嶼町村一部事務組合個人情報の保護に関する条例(平成18年東京都島嶼町村一部事務組合条例第10号)」と、「東京都サイバーセキュリティ基本指針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準」とあるのは、「東京都島嶼町村一部事務組合情報セキュリティ基本指針及び東京都島嶼町村一部事務組合情報セキュリティ対策基準」と読み替えて、これを準用するものとする。

#### (資料の貸与及び返還)

- **第9条** この委託に必要な完成図書、報告書その他の資料は受託者に無償で貸与するものとする。この場合において委託者が当該貸与物の返還を求めたときは、受託者は無条件でこれを返還しなければならない。
- 2 受託者は、委託期間の満了時に、委託者より貸与された資料を全て返還しなければならない。
- 3 前項の規定は、受託者が委託期間満了後、前項の規定により返却された資料を再度借用することを妨げるものではない。この場合においては、委託期間満了後においても、貸与期間中は貸与資料についてこの特記仕様書の規定の適用があるものとする。

#### (日程変更に伴う追加的旅費の負担)

第10条 航空機又は船舶の欠航、立会い者との日程調整その他の理由により第3条第1

項の履行場所で実施する業務の日程に変更が生じた場合に追加的に必要となった受託者 の旅費は受託者が負担するものとする。

## (受託者に帰責事由がある費用増加の負担)

**第11条** この委託に係る業務が契約時より増加した場合において、その原因が受託者の 責めに帰するものである場合には、その業務の増加に係る一切の費用は受託者が負担す るものとする。

# 第2章 業 務

#### (調査業務計画書)

- 第12条 受託者は、標準仕様書に定めるもののほか、調査業務計画書に次の各号に定める事項を記載するものとする。
  - (1)環境省が制定した環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル(以下、「環境測定分析精度管理マニュアル」という。)表4に規定する項目
  - (2) 環境測定分析精度管理マニュアル表 5 に規定する項目
- (3) 測定スケジュール
- (4) 設備、機器、試薬の管理方法
- 2 前項に定めるもののほか、受託者は、ダイオキシン類の検査に係る業務につき、ダイオキシン類精度管理指針に定める品質保証・品質管理計画書に準ずる文書を作成し、調査業務計画書に添付するものとする。
- 3 第1項第1号に規定する環境測定分析精度管理マニュアル表4に規定する項目(「SOP等の文書リスト」は除く。)の記載及び前項第2号に規定する同マニュアル表5に規定する項目の記載は、委託者において同マニュアル表4及び表5の確認内容の欄に記載されている事項が確認できるよう記載しなければならない。
- 4 第1項第1号の規定により記載する組織機構図に係る組織機構には、測定部門が測定した測定値の妥当性を評価する品質管理部門が置かれていなければならない。
- 5 ダイオキシン類の検査業務に係る第1項第1号の組織機構図に係る組織機構は、ダイ オキシン類精度管理指針に規定されている組織に準じたものでなければならない。
- 6 第1項第1号の規定により記載する標準作業手順(SOP)は、関連する法令及び関連する公共機関が定める技術基準に準拠したものでなければならない。
- 7 委託者は、第1項第1号に規定する環境測定分析精度管理マニュアル表4に規定する項目のうち「SOP等の文書リスト」の確認内容欄の事項及び前項の規定による準拠状況を確認するために、「SOP等の文書リスト」に記載された文書の閲覧又は写しの提出を求めることができる。この場合において、受託者において当該写しの提出を求められた文書の全部又は一部につき秘密の保護その他の理由により提出できないものがあるときは、当該写しの提出に代え、委託者が照会した事項に対する回答文書の提出によりこれに替えることができる。

- 8 ダイオキシン類の検査業務に係る第1項第2号の項目に関する事項については、ダイオキシン類精度管理指針に規定されている事項に準じたものでなければならない。
- 9 第1項第3号の測定スケジュールは、測定項目ごとに、試料の保存処理及び保存方法 の観点から、試料採取から試験室までの輸送が遅滞なく遂行できるようなものとなって いなければならない。
- 10 第1項第4号の設備、機器、試薬の管理方法には、少なくとも以下の各号に定める 事項が記載されていなければならない。
- (1) 試料の汚染を防ぐ対策の内容
- (2)機器の校正その他の機器の管理方法
- (3) 使用期限の管理その他の試薬や媒体の管理方法
- (4) 標準試薬のトレーサビリティの確保

#### (再委託)

- 第13条 受託者は、この委託で測定する項目のうち委託者の事前の承認を受けたものについては、他の者に測定に係る業務を委託することができる。この場合において、委託者は当該他の者が次項の能力を有しないと判断するときには、当該委託を認めないものとする。
- 2 前項本文の場合においては、委託を受ける者は、当該委託を受けた業務の範囲においてこの委託の業務を履行するのに十分な能力を備えている者でなければならない。
- 3 受託者が第1項の規定によりこの委託の測定に係る業務を他の者に委託する場合においては、委託者が同項の承認をするに当たり、資料の提出その他の当該他の者が前項の規定を満たすかどうかを確認するために必要な調査の実施に協力しなければならない。
- 4 委託者は、受託者が第1項の規定によりこの委託の測定に係る業務を他の者に委託する場合においては、前条第1項に定める事項及び同条第2項に定める文書につき、受託者として当該他の者に対し報告を求めさせることができるものとする。
- 5 受託者が第1項の規定により他の者に測定に係る業務を委託した場合においては、この委託の履行については、当該他の者の履行した業務についても受託者が責任を負うものとする。

# (記録と保存)

- 第14条 受託者は、試料の採取から報告書の作成に至る、計算過程を含むすべての過程 について、現場野帳その他の試料採取の記録及び分析の記録その他の測定の記録を作成 し、この委託の期間の終了後少なくとも5年間は保管しなければならない。
- 2 前項の記録のうち、ダイオキシン類の検査に係るものについては、ダイオキシン類精 度管理指針に定める記録又はこれに準ずるものを記録するものとする。
- 3 委託者は、必要なときはいつでも第1項の記録の提出を求めることができる。この場合においては、受託者は、業務の履行に支障が生じない限りにおいて提出の求めに応じなければならない。

#### (試料の保存)

- 第15条 受託者は、異常値への対応その他の理由による再測定又は再分析に備え、採取 した試料を、採取日の翌日より3箇月間保管しなければならない。ただし、測定方法上 の理由により試料が残らない場合、時間の経過とともに濃度その他の試料の性質が変質 する場合その他試料を保管できない合理的理由がある場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、委託者が指示する試料につき3箇月より長い期間を指定して保管するよう指示があった場合には、受託者は、前項ただし書の場合を除いては、当該指示があった試料を当該指定された期間保管するものとする。この場合において、前項ただし書の理由により、当該指定された期間保管できないときは、受託者はその旨及び保管できない理由を委託者に通知し、その承諾を受けなければならない。
- 3 受託者は、前2項の規定により試料を保管する場合には、濃度その他の試料の性質が 変化しないよう必要な措置を施すものとする。

#### (機器の管理及び校正)

- **第16条** 受託者は、使用する機器について、適正に機能するようこれを管理し、また必要な校正を行わなければならない。
- 2 受託者は、前項の管理及び校正を実施したときはこれを記録し、この委託の期間の終 了後少なくとも5年間は保管しなければならない。
- 3 委託者は、必要なときはいつでも前項の記録の提出を求めることができる。

## (分析室への立ち入りへの協力)

- 第17条 委託者は、必要なときは、委託者に対し、分析室への立ち入りを求め、分析その他の測定業務の履行状況について受託者に報告を求めることができる。
- 2 受託者は、前項の求めがあった場合には、委託者が業務の履行状況を確認できるよう 必要な協力を行わなければならない。

## (異常値への対応)

- 第18条 受託者は、水質検査の結果得られた値が過去の検査結果の値と比較して大きい値となった場合その他検査結果に異常値が認められた場合には、直ちに委託者に通知しなければならない。
- 2 前項の場合においては、受託者は、委託者の指示に従い、原因の究明、再採取、再分析その他必要な調査又は分析を行うものとする。

## (水質検査ができなかった場合の対応)

- 第19条 受託者は、水質検査ができないおそれがある場合又は水質検査ができなっかた 場合には、直ちに委託者に通知しなければならない。
- 2 前項の場合においては、受託者は、委託者の指示に従い、再検査その他の措置を行うものとする。

#### (試料採取)

第20条 受託者は、少なくとも1箇月に1回、次の各号に定める目的のもと、同号に定

める箇所より、試料採取を行うものとする。

- (1) 当該施設による周辺地下水への影響の有無を確認するために必要な、地下水の水質 検査に用いる試料として、大島処分場においては地下水集水ピット内に設置した2箇所 の採取箇所、八丈島処分場においては上流地下水観測用井戸及び下流地下水観測用井戸 の2箇所より採取を行う。
- (2) 浸出水処理施設の機能の状態を確認するために必要な、浸出水の水質検査に用いる 試料として、大島処分場及び八丈島処分場において、浸出水集水ピットより採取を行う。
- (3) 浸出水処理施設の機能の状態を確認するために必要な、放流水の水質検査に用いる 試料として、大島処分場及び八丈島処分場において、放流槽より採取を行う。
- (4) 浸出水処理施設の機能の状態を確認するために必要な、処理過程水の水質検査に用いる試料として、大島処分場及び八丈島処分場において、委託者が指定する箇所より採取を行う。
- 2 前項の規定による試料採取の方法は、検査する項目ごとに、次条に定める試料の検査 の方法に定める基準を満たしていなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、ダイオキシン類の検査に用いる試料の採取に使用する容器 は、当該採取以前に使用されたことがない容器を使用しなければならない。
- 4 第1項の規定による試料採取は、雨天、周辺環境の異常その他の一般的な状態での採取が行えない状況であると判断される場合には、委託者に当該状況について報告したうえで、委託者の指示に従い、これを中止するものとする。
- 5 第1項の規定による試料採取は、第7条第1項で定める選任要件を満たしている者が これを行うものとする。
- 6 受託者は、試料採取の実施予定日を事前に委託者に通知するものとする。予定日を変 更したとき、又は中止したときも同様とする。
- 7 第1項の試料採取は、監督員又は委託者が指定した者の立会いのもとで行うものとする。
- 8 前項の規定により委託者が立会い者を指定した場合には、当該立会い者の所属及び氏 名を受託者に通知するものとする。
- 9 受託者は、第1項の試料採取に当たっては、次の各号に定める事項に配慮すること。
  - (1) 周辺環境の汚染が生じないよう必要な配慮をしなければならない。
  - (2) 浸出水処理施設の設備の運転に影響を与えないよう必要な配慮をしなければならない。
- 10 受託者は、第1項の試料採取に当っては、委託者又は委託者から処分場の管理業務を受託している者が条件を付した場合には、その条件を遵守しなければならない。
- 11 受託者は、第1項の試料採取に当っては、採取箇所、採取日時及び天候を記録するものとする。
- 12 受託者は、第1項の試料採取に当っては、採取箇所において、採取する試料につき、

次の各号に定める項目(現場測定項目)を観測又は測定し、記録するものとする。ただし、第4号の臭気については、採取箇所においては臭気の種類及びその程度を記録し、 次項の方法により測定できる場所において改めて次項の方法により測定するものとする。

- (1) 気温
- (2) 水温
- (3) 外観
- (4) 臭気
- (5)透視度
- 13 前項の各号に定める項目の測定は、日本工業規格K0102の当該項目の項に定める方法によるものとする。
- 14 受託者は、第7項で立会った者が採取時に測定した項目がある場合は、その測定値も記録するものとする。

## (試料の検査)

- 第21条 地下水の水質検査は、次の各号に定める頻度で、同号に定める項目を検査する ものとする。
  - (1) 1箇月に1回検査する項目(地下水月次検査項目)
    - ア 水素イオン濃度
    - イ 電気伝導率
    - ウ 塩化物イオン
  - (2) 3箇月に1回検査する項目(地下水定期検査項目)
    - ア 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号、以下「基準省令」という。)別表第2の上欄に掲げる項目
    - イ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
    - ウ ふっ素
    - エ ほう素
  - (3) 6箇月に1回検査する項目

ダイオキシン類

- 2 浸出水の水質検査は、次の各号に定める頻度で、同号に定める項目を検査するものと する。
  - (1) 1箇月に1回検査する項目(浸出水月次検査項目)
    - ア 水素イオン濃度
    - イ 電気伝導率
    - ウ 塩化物イオン
    - 工 生物化学的酸素要求量
    - 才 化学的酸素要求量

- 力 浮遊物質量
- キ 窒素含有量
- (2) 3箇月に1回検査する項目(浸出水定期検査項目)
  - ア アルキル水銀化合物
  - イ 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
  - ウ カドミウム及びその化合物
  - エ 鉛及びその化合物
  - オ 有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパ ラニトロフェルチオノベンゼンホスホネイト (別名EPN) に限る。)
  - カ 六価クロム化合物
  - キ 砒素及びその化合物
  - ク シアン化合物
- (3) 6箇月に1回検査する項目

ダイオキシン類

- 3 放流水の水質検査は、次の各号に定める頻度で、同号に定める項目を検査するものと する。
  - (1) 1箇月に1回検査する項目(放流水月次検査項目)
    - ア 水素イオン濃度
    - イ 電気伝導率
    - ウ 塩化物イオン
    - 工 生物化学的酸素要求量
    - 才 化学的酸素要求量
    - カ 浮遊物質量
    - キ 窒素含有量
    - ク 大腸菌群数
  - (2) 3箇月に1回検査する項目(放流水定期検査項目) 基準省令別表第1の上欄に掲げる項目(前号に定める項目を除く。)
  - (3) 6箇月に1回検査する項目

ダイオキシン類

- 4 処理過程水の水質検査は、次の各号に定める項目を、1箇月に1回検査するものとする。
  - (1) 水素イオン濃度
  - (2) 電気伝導率
  - (3) 塩化物イオン
  - (4) 生物化学的酸素要求量
  - (5) 化学的酸素要求量

- (6) 浮遊物質量
- (7) 窒素含有量
- 5 第1項の水質検査の方法は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 第1項第1号アに掲げる水素イオン濃度の水質検査の方法は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法(平成10年環境庁・厚生省告示第1号)第2号において準用する昭和49年9月環境庁告示第64号(以下「排水基準告示」という。)の当該項目に該当する号に定める方法による。
  - (2) 第1項第1号イに掲げる電気伝導率の水質検査の方法は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法(平成10年環境庁・厚生省告示第1号)第1号ロに定める方法による。
  - (3) 第1項第1号ウに掲げる塩化物イオンの水質検査の方法は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法(平成10年環境庁・厚生省告示第1号)第1号ハに定める方法による。
  - (4) 第1項第2号アに規定する項目の水質検査の方法は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法(平成10年環境庁・厚生省告示第1号)第1号において準用する平成9年3月環境庁告示第10号(以下「地下水環境基準告示」という。)の当該項目に該当する号に定める方法による。
  - (5) 第1項第2号イからエまでの各号に掲げる項目の水質検査の方法は、日本工業規格K0102の当該項目の項に定める方法によるものとする。
  - (6) 第1項第3号に掲げるダイオキシン類の水質検査の方法は、最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法 (平成12年環境庁・厚生省告示第1号、以下この条において「ダイオキシン類水質検査告示」という。)に定める方法による。
- 6 第2項の水質検査の方法は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 第2項第1号ア及び同号エからキまで並びに同項第2号に掲げる項目の水質検査の方法は、排水基準告示の当該項目に該当する号に定める方法による。
  - (2) 第2項第1号イに掲げる電気伝導率の水質検査の方法は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法(平成10年環境庁・厚生省告示第1号)第1号ロに定める方法による。
  - (3) 第2項第1号ウに掲げる塩化物イオンの水質検査の方法は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法(平成10年環境庁・厚生省告示第1号)第1号ハに定める方法による。
  - (4) 第2項第3号に掲げるダイオキシン類の水質検査の方法は、ダイオキシン類水質 検査告示に定める方法による。
- 7 第3項及び第4項の水質検査の方法は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 第3項第1号ア及び同号エからクまで及び第4項第1号及び同項第4号から第8号まで並びに第3項第2号に規定する項目の水質検査の方法は、排水基準告示の当該

項目に該当する号に定める方法による。

- (2) 第3項第1号イ及び第4項第2号に掲げる電気伝導率の水質検査の方法は、一般 廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法(平成10年 環境庁・厚生省告示第1号)第1号ロに定める方法による。
- (3) 第3項第1号ウ及び第4項第3号に掲げる塩化物イオンの水質検査の方法は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法(平成10年環境庁・厚生省告示第1号)第1号ハに定める方法による。
- (4) 第3項第3号に掲げるダイオキシン類の水質検査の方法は、ダイオキシン類水質検査告示に定める方法による。
- 8 受託者は、水質検査の項目が計量法第107条に規定する計量証明の事業の対象となる場合には、当該項目の水質検査の結果につき同法第110条の2の計量証明を行い、 又は受けなければならない。

#### (報告)

- 第22条 受託者は、前条の水質検査の結果を得たときには、速やかに委託者に当該結果を文書で報告するものとする。この場合において、当該報告に係る水質検査の項目が計量法第107条に規定する計量証明の事業の対象となる場合には、計量法第110条の2に規定する証明書を添付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、受託者は、前条の水質検査の結果を得たときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により直ちに委託者に当該結果を報告するものとする。
- 3 第1項の文書による報告においては、前条の水質検査の結果のほか、次の各号に定め る事項も併せて報告するものとする。
  - (1)全ての採取箇所において撮影した、試料の採取日時、採取箇所及び採取状況が確認できる写真(各採取箇所において撮影された写真のうち、少なくとも1枚は第20条第7項の立会い者が立会っている状況が確認できる写真とする。)
  - (2) 採取箇所において、水質検査の結果に影響を与える可能性がある異常が確認された場合には、当該異常の状況及び考えられる水質検査の結果への影響
- 4 前項に定めるもののほか、水質検査の結果には、次の各号に定める情報を付記するものとする。
  - (1) 前条第1項の水質検査の結果について、地下水環境基準告示別表に該当する項目 がある場合には、同表に掲げられた当該項目の基準値
  - (2) 前条第3項の水質検査の結果について、基準省令別表第1の上欄に該当する項目 がある場合には、同表に掲げられた当該項目に対応する数値
- 5 受託者は、委託者が必要と認めるときは、ダイオキシン類の検査に係る業務につき、 ダイオキシン類精度管理指針に定める品質保証・品質管理結果報告書に準ずる文書を作 成し、報告するものとする。

- 6 受託者は、第1項により報告したときは、当該報告に係る文書の写しを作成し、大島 処分場に係る報告の写しについては大島処分場に、八丈島処分場に係る報告の写しにつ いては八丈島処分場に、それぞれ1部ずつ備え付けておくこととする。
- 7 この委託の契約約款第15条第1項の適用に際して必要となる検査は、同約款第3項から第5項の規定にかかわらず、第1項の報告の確認をもって検査の合格とすることができる。